

報告第2号

専決処分の報告について（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第4号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月4日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- 1 事故発生日時 令和7年12月15日 午前8時10分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市富士見ヶ丘2丁目18番1
富士見ヶ丘小学校 駐車場
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 駐車場のスライド式門扉が固定されておらず、強風で門扉が動き、
車両の助手席側側面を破損させた。
- 5 損害賠償額 346,373円
- 6 市の過失割合 100%